

3-5 分割出願

1つの特許出願を行う際に、明細書にいくつもの発明を記載する場合があります。このような場合、特許出願した後に一部の発明について分離して、新たな特許出願を行うことができます。これが分割出願です。なお、平成18年に特許法が改正されて分割出願を行う機会が増えました。

● 出願した後に2つ以上の特許出願に分けることができる

原則的には1つの特許出願には1つの発明を示して特許庁へ出願しなければなりません。

しかしながら何をもって1つの発明かの判断が難しい場合があります。出願人は1つの発明であると考えて1つの特許出願をしても、特許庁の審査官は「この特許出願には2つの発明が記載されている」と判断する場合があります。審査官がこのように判断した場合、「1つの発明について1つの出願としなければならない」とする**発明の単一性を備えること**（第37条）（第2章、2-1節参照）の特許要件を満たしていないとして拒絶理由が通知されます。

このような場合、これらの2つの発明を2つの特許出願に分ける手続きを行うことができます。これを**分割出願**といいます。

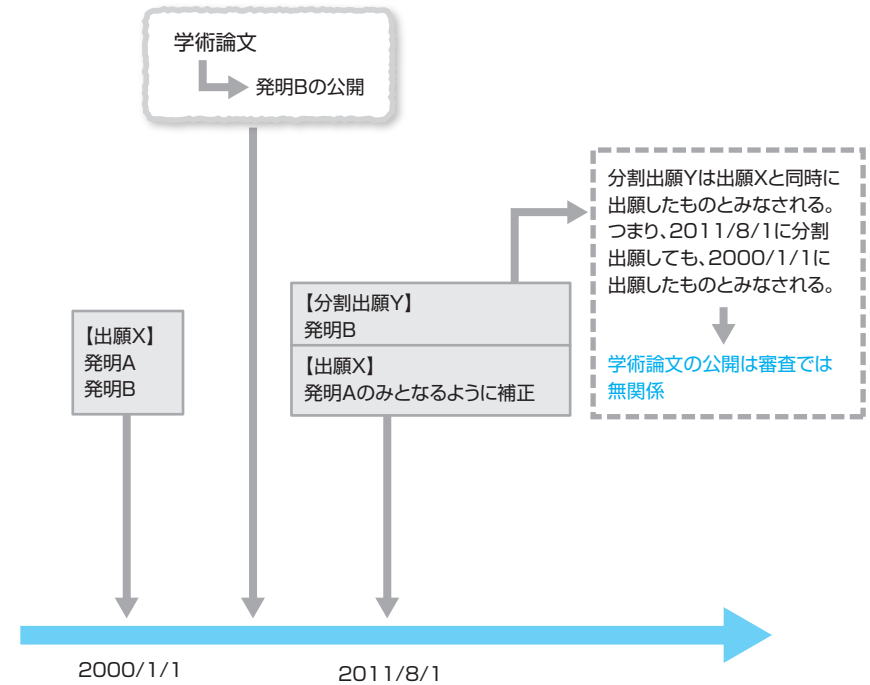
たとえば、発明Aと発明Bの2つを記載した出願Xを行った後、出願Xから発明Bを抜き出して、新たな出願Y（分割出願Y）を行うことができます。

このような分割出願Yを行うと、その分割出願Yの出願日は、実際の出願日ではなく先の出願Xの出願日と同じとみなされます。したがって、たとえば出願Xと分割出願Yの間に、発明Bについて記載された学术论文が公開されていた場合でも、その公開を理由に新規性がないとして分割出願Yが拒絶されることはありません。

● 分割出願を行うことができる時期

次の3つの時期に分割出願を行うことができます。

分割出願（3-7）



- ①明細書、特許請求の範囲または図面について補正できるとき。
- ②特許査定の際の送達があった日から30日以内（☞38）。
- ③拒絶査定の際の送達があった日から3月以内（☞38）。

たとえば、出願審査請求をした後、拒絶理由通知がこないで特許査定がきたものの、特許請求の範囲の記載が狭すぎたために、特許権をとったとしても意味がないというような場合があります。このような場合、上記の②の分割出願を行って、広い範囲の特許権の取得をトライすることができます。

また、従来、拒絶査定がでた後に分割出願を行う機会を得るためだけに拒絶査定不服審判を請求する場合がありますでしたが、この必要はなくなりました。